

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊捜一第432号

平成30年10月22日

代行検視及び死体調査に伴う死亡時画像診断経費の執行手続について（通達）

【概要】

死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。）にかかる経費の執行手続について、経費の負担区分、報告要領及び支出手続を定めたもの。